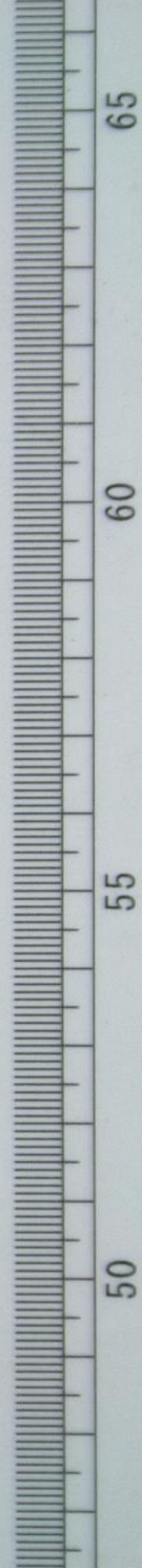


日本養子說 非火葬論

二

13
907
42



113  
907  
42

# 日本養子説

日本養子説

跡部良顕 著

大正十五年二月  
花房仙文部氏寄贈

神代卷曰。天照大神勅曰。原其物根。則八坂瓊之五百箇  
 御統者。是吾物也。故彼五男神。悉是吾兒。乃取而子養焉。  
 是我國養子の始也。天位を法とすは、御血統を以て  
 五男神を御養子とす。五男神を御養子とす。五男神を御養子とす。  
 忍徳耳尊ハ天位を法とすは、御血統を以て、御血統を以て  
 五男神を御養子とす。五男神を御養子とす。五男神を御養子とす。  
 太古氣化也。一々男女多し。出生由一上古より養子の沙  
 汰よりなり。成務帝より皇太子なり。日本武尊の御

日本養子説

子を産み位を禊りて 仲哀帝是なり又 清寧帝

皇子を産み 履中帝の御末裔播磨國に流浪し

御身を養ひて 御位を禊りて

顯宗帝 仁賢帝是なり其後 武烈帝暴悪して崩

ぬし皇子を産み 大伴金村の大連の計ひ

仁徳帝の御末裔國より遷りて即位す

繼體天皇より是ハ御養子より御名ハたゞりて皇統

一脈の御相傳よりハはるる誠ニ宇宙第一目出度無

双の神國なりと云ふ 今上皇帝よりハ無窮の神系

有り雜言御事なり未代より氣化ハ成り上下男女

けりて古よりハ子にハ義ありてハハ

ぬり先ツ神代御控の脈を求めてお授け

一脈お傳なり他姓を産み其家を禊りて

草木も接木を産み小梅の木を基として此度梅をつ

とて其基の氣をけりて後梅と云ふなり勿論其の最

も咲き其の味も一氣の味なりハ必定なり

他姓の産みなり如此なり或ハ接木ハ梅と云ふ

桃と梅をけりて外の木をけりてハ同姓



又曰猶曰姓のなまをけしむる事也他姓と異りて其終  
 かり異國の礼記を以て為人後者為其私親降一等といふ  
 事あり是も天子大夫といふ名もなすべし人の私親を以て  
 たゞそのハ吾の親類といへば一等は服もさけざるものなり  
 天地自然の性なりてけりぬ是れもあはれくさく世俗竟  
 舜の事も天子を以て誤る事あり始終とも一竟ハ唐竟といふ  
 舜も虞舜といふ代の名もかりて氏も別たりて竟の血脉ハ  
 丹朱といふ舜の血脉ハ商均といへりて舜の次鳥といふ  
 たゞも同なる又言ふ事猶子といふ事を天子といふ事誤  
 たり礼記の本文よりや兄弟の子ハ猶子といふ事なり  
 猶子と甥の事も諸書に誰を猶子といふ事あり甥か  
 ともあはれなり又曰姓を娶ふハ用の世の法なり周の世以て  
 此礼を以て我國よりかたりて曰姓を以てては姓も上古の  
 やりて姉妹姨とも事あり別を以て禽獸の以ててきり  
 法なり西土も用の代世風なりては法もさる事あり  
 の遠き曰姓ハもさる事あり其嫌なり西土の風を以て概論  
 あり

享保壬寅歲十月日

光海翁識

跡部氏日本養子說。借抄于大澤侍從家。按此論必有為而作也。方今之時。比屋養子。率多他姓。此論可以釋言矣。己未孟冬六日。杏花園

日本養子說終

北山養子說

非火葬論序

焚屍者。浮屠之所尚。而西胡之法俗也。列子曰。秦之西。有義渠之國。其親戚死。聚柴積而焚之。燠則煙上。謂之登遐。然後咸為孝子。蓋是時其風未行乎中國。故列子以義渠之俗為甚異。衛人掘褚師比冢。焚屍平莊之上。燕騎劫圍齊即墨。掘人冢墓。燒死人。齊人望見涕泗。怒自十倍。則古人之甚惡焚屍也。可知矣。王莽作焚如之刑。焚陳良等。則漢時尚以焚屍為大刑也。其後西胡之風漸入乎中國。又流傳乎

本邦。業統日本紀。文武帝之時。釋道照死。弟子等奉遺言。火葬於栗原。天下火葬。從此而始也。中華及本邦。此風之行也。既久矣。雖孝子慈孫。習以為常見者。恬然不恠之。豈不哀哉。夫孝子愛親之肌膚。故為之棺槨衣衾。卜其宅兆。而安厝之。事死如事生也。父母全而生之。子全而歸之。可謂孝矣。然父母沒後。至今焚傷其形體。則其不仁不亦甚乎。孝子不忍為死其親之心。何在焉。宗廟宮室有災。猶且匍匐而救之。然况執火而焚其屍乎。於他人也。人情之所不忍為。而况拖其親乎。縱不仁之子。雖棄其屍于中野。而使狐狸食之。蠅蚋姑嘔之。不猶愈於焚其親者乎。蓋葬者藏也。所以藏其形體也。既以火焚其屍。所藏者何在乎。程子曰。今有狂夫醉人。妄以其先人棺槨。一殫則以為深讐。巨怨。及親拽其親。而納之火中。則畧不以為恠。可不哀哉。宋時晉俗尚焚屍。程伯子令晉城時。教諭而禁止之。先王憂之如是。夫終者人之所當慎也。為人子者。豈可忽之耶。學者必不徇乎流俗而可也。洛人真祐自幼為浮屠氏。服西方之教。比其長也。則誦聖人之書。深知其術業之非焉。然



而有父母師長之嚴誥而不能敢歸正以為憾焉。因循歷年尚矣。去年之春遂逃佛而歸儒。避寺而養髮。不佞往昔止洛且十四年矣。為支許之交。嘗觀其志。今觀其行。是所謂出於幽谷遷喬木者耶。夫淨屠之誑聖人之書。亦不為鮮焉。然歸儒者未嘗聞。何其宜聞而久不聞也。甚矣人之難悟也。然則若人豈可不稱。今世豪雄之士乎。往夏復遊洛之日。示予以其所著之非火葬論。頃遠寄書請叙其事。不佞能薄材謏。固不能文詞。然大其書之有補於世教。故感歎之。聊書所見以貽之。

貞享丙寅季春上巳日

紫陽 貝原篤信

漢揚王孫有羸葬之論。比火葬為最有理矣。然非聖人所  
所以教人之子弟之心也。况火化。釋氏之學。幻妄六親  
空寂諸法。離父母絕妻子。竟滅生生之理。豈堪語忠孝。  
嗚呼。釋氏以不愛身之道。教人之子弟。子弟亦以不愛  
身之心。施於父兄。是以生則左右服謹。死則奉棄於火  
坑。可憫哉。友人安井氏真祐。篤信好學。言不苟登。義不  
苟合。間著非火葬論一篇。而其義確然。將來事父兄者。  
誦此篇。而知其不可。則為孝子順孫。亦生之賜也。余嘉  
其說。因書其首。

貞享乙丑春三月

洛下 村田通信

予之生也不幸。火化父母。噫悲哉。每誦羅泌原焚涕淚  
 不禁。於是作倭字非火葬論一篇。以論愚昧之輩。庶幾  
 有裨風俗之萬一也。或曰。無諸已而后非諸人。子何得  
 非之。曰。人有嘗中毒者。欲人必莫食其物矣。予何得默。  
 貞享乙丑暮春。退院執筆。

歸正菴主安井真祐

敬五奉

貞草

夫火葬ハ佛氏寂滅の見方ニ始ル西戎の鄙俗也  
其初ハ人骨曹中毒者燬人又莫貪其肉矣予所聞  
亦其類也蓋一也殆曰無語也而或謂人千所  
不禁然其非非火葬論一語以證愚和之輩  
予之志也予火葬論一語以證愚和之輩

非火葬論

安井真祐 著

夫火葬ハ佛氏寂滅の見方ニ始ル西戎の鄙俗也  
其初ハ人骨曹中毒者燬人又莫貪其肉矣予所聞  
亦其類也蓋一也殆曰無語也而或謂人千所  
不禁然其非非火葬論一語以證愚和之輩  
予之志也予火葬論一語以證愚和之輩

かりり力のありしを醫療の術を以てしむる不幸なり  
 父母没しゆくを我。愛敬の心滅せしむるあはれぬハ  
 其父母の屍を以て存命のあはれなくあはれは是を以て  
 せしむる已に不慮ある力のありしを棺槨衣衾に  
 厚くしきまけしむる水まじりし水の中を以て  
 葬る侍りて是天下古今上一人より下万民のあはれ  
 人情自然の要中を以てして居るを以て固く  
 古来孝子慈孫として居るは先づかきかきしむる又  
 極く多し人々棺槨衣衾を以て文飾を施し  
 何れはハ何令序を以て其首を以て臨むる  
 けりしんぬのうさ力のありしを棺石槨に  
 同くせしむる小本朝四代 文武天皇の伊弉諾照法  
 師より少若振くを以て葬るを 天皇より  
 以て佛法を以てしむるを以てしむるの極少なり  
 其の以てしむる後崩しにけりしを以てしむる  
 志けりしを以てしむるの 玉體を以てしむる火葬  
 してしむる海に舟を以てしむるを以てしむる  
 してしむる華を以てしむるを以てしむる火葬してしむるを以てしむる

古くは美山製するなりもそあししく中古以来ハ六十餘年  
 火葬をさすはふまゝ水なり火葬して一ハ其人言ふ乃  
 少事ハ初ハ後ハ少ハの人家を執り山阿に土を築て殊々自  
 けきしくかたしきことなり水父母もあの水兄弟妻子ハ  
 了あの水鳥のりくやくハ海に流すにその風をぬいし此  
 をたすかしきことなり看病をぬれぬ鳥のしあや古  
 や支体の冷きをぬれすありしをてあつハ半房大根  
 を洗ひぬれく膚を破るしりくそう法ハ極寒の時にも  
 ぬれぬふさふさく骨に惟よアまをささく棺の中へ推入れ  
 ぬれぬ髪をぬれぬし判に各ち布をくさきをほく人も食ひの括  
 ちぬれぬやうなる布帛をを頸にかけさるる元繩とやんを足  
 くくぬれぬけすに死人のぬれぬしりくくあて棺の中へ踏  
 ささぬぬれぬにさすぬれぬ中へさすぬれぬにさすたう死人  
 ハいぬれぬとぬれぬ物なるふさくぬれぬさすぬれぬにさす  
 いぬれぬ妻子親戚とぬれぬ此時にさすぬれぬに生来の事ハ  
 しぬれぬに列がぬれぬにさすぬれぬにさすぬれぬにさすぬれ  
 ぬれぬにさすぬれぬにさすぬれぬにさすぬれぬにさすぬれ  
 屍をとる家の内へさすぬれぬにさすぬれぬにさすぬれぬに



其中の字義より小宮凡其物を移さまはしめしを中  
 阿くくくく自くくくく物名をなすを教はしめしを中  
 めたす言ひ人なれば其物を火のあつてくく肉骨すくめ焚  
 くるくくくくくは屍を中くくくくを焚くくくくく  
 ちくくく骨肉すくめ焚くくくくに焚くくくくく  
 ちくく唐土衛の國の大夫褚師比とくくく其君出公輒を中  
 くるくくくくくは孫孫年公文要司寇文司使期くくくく  
 ちくくくくく其君を函出くくく後出公城の國と  
 宋のちくく兩國の加勢を移すくく城のちくくくく衛の外

州よりわきまをくく改まらるる袿師は墓をめくく其死を取り  
 くく平葬すくくくく國の上より焚くくく法人の死をくく  
 ぎくくく葬のちくく大ね移却くくくくの商のちくく即毫くく  
 小塚のくくく二年くくくくくくくくく城外をくく  
 墓くくくは皆飛海のくくくくの父母先祖の墓くくくく  
 ちくくく死をくくくく焚くくくくくくくくくくく  
 くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく  
 くくくく中ちくくくくくくくくくくくく父母先祖の死を  
 くくくく人のくくくくくくくくくくくくくくくくくくく



齒をくひくひと怒り振るるる十倍くひくひと城を堅固  
 小きくて竟る田單の火牛の計を用ひくひと門をひくひと切く  
 出騎劫と伐取く齊の國中の城ををくひくひと取らぬくひくひは時  
 分用の世もあまをくひくひと戦國の最中なりくひくひと屍を焚  
 事ハ極悪の死人なりくひくひとの用公の刑法なりくひくひと大下  
 の人皆あまをくひくひと事なるくひくひと即墨城中の若大皆く孝子  
 孫くひくひとくひくひとくひくひとくひくひと憤りぬ鳴き絶し  
 ひくひと佛は世をくひくひと世を来りくひくひと唐も亦朝も孝子  
 孫の世をくひくひと父葬を用ひ度くひくひと事くひくひとくひくひと

又母の形解を極悪人と成敗せし作法中をくひくひとあまを  
 くひくひとくひくひとくひくひとくひくひとくひくひとくひくひと  
 母のまの形をくひくひとくひくひとくひくひとくひくひとくひくひと  
 くひくひとくひくひとくひくひとくひくひとくひくひとくひくひと  
 中法の内をくひくひとくひくひとくひくひとくひくひとくひくひと  
 道具を執りくひくひと父母のまをくひくひと報復をくひくひと道具をくひくひと







人皆安んずる孫あはれを以て世界の人皆くえりて鳥獸魚鼈一  
 草一木まじりてあはれを以てててててててててててててててて  
 けりててててててててててててててててててててててててて  
 かてててててててててててててててててててててててててて  
 ててててててててててててててててててててててててててて  
 異國本朝もてててててててててててててててててててててて  
 未来の報をもててててててててててててててててててててて  
 聰明なるもてててててててててててててててててててててて  
 ててててててててててててててててててててててててててて  
 佛氏未來報應の説を以てててててててててててててててて  
 止るもてててててててててててててててててててててててて  
 細くもてててててててててててててててててててててててて  
 帝人もてててててててててててててててててててててててて  
 王の徳の威通後楽刑政の善化のりてててててててててててて  
 仁徳天皇 顕宗天皇 仁賢天皇かててててててててててててて  
 ててててててててててててててててててててててててててて  
 君恭儉もててててててててててててててててててててててて  
 以ててて清平もててててててててててててててててててててて  
 銀鈔一文もてててててててててててててててててててててて  
 近世の佛法もててててててててててててててててててててて

甘雨亭叢書別集  
 非火葬論  
 一

母の末山の奥の残の夫残の女... 未  
 来地極了墮... 一人...  
 ... 罪人...  
 ... 手を拵... 地極のむ  
 ... 其手...  
 ... 事... 刑罰  
 ... 事...  
 ... 物... 其耻...  
 盗路... 世佛...  
 ... 刑罰... 盗賊... 又を弒... 君を  
 弒... 人... 惡人...  
 ... 刑罰...  
 ... 男... 虚誕の地獄...  
 ... 佛法... 世教の助... 人の惡...  
 ... 念佛宗... 極善惡人  
 其他の方便... 只弥陀を極... 極善惡人  
 又ハ若衆生有... 命終の時...

念お懐し〜我々名字を移せんよ〜極おしきをば〜水は完  
 を〜〜〜〜  
 ありて悪人の方便とあり〜善業をまつ〜む〜  
 予不幸の身と知れ〜又母もふ火葬〜身力のみさる  
 所ありは是非のあ〜とあり〜天地の間の大地人〜  
 了才をふ〜あ〜は〜に是〜〜身の上〜  
 〜〜〜の徳〜〜せめてハ世上の孝子孫の輩の志  
 ら〜〜〜の心此書をし〜親の其體を枯灰〜や〜  
 まで〜〜の慮〜満足〜〜は〜と漂おる〜力の  
 何〜〜厚〜は〜〜深〜慈〜〜の底〜満  
 〜〜〜の深〜〜〜の心〜感動  
 〜〜火葬のあ孝第一の所方〜〜  
 〇〇幸〜〜と〜〜と〜書誌〜伝〜  
 又世〜〜も〜〜も〜儒者〜〜人〜父母存命の時  
 ハ世〜〜不孝の事多〜〜死ね〜〜已〜  
 妙〜〜〜〜結搆〜〜信業〜〜人〜  
 及〜〜〜不孝〜〜死ね〜〜あ〜  
 了〜〜〜〜と〜〜思夫思婦〜〜の佛法〜



存命の時々々孝行中々々死後々々不孝の道理  
を論ずるは焚きつゝの事ならずと云ふは

非火葬論 終

端正一編。辨火葬之非。闢虛寂之僻。其論甚明。可謂有  
助吾神道者也。因書其題。貽菴主。

貞享丁卯之春

藤實富

程子曰。學者於釋氏之說。直須如滌声美色以遠之。不  
爾則駸々然入其中矣。信哉是言也。後世彼之教盛。而  
雖英才間氣之輩。溺耳目之見聞。莫不迷其說。而驚高  
遠。遂以寂滅之教為是。可謂毀人倫者也。且夫人子之  
於父母。最宜速辯火葬之非。一旦陷其罪。後來知其非



而噬臍。豈其及哉。近世有洛陽安井氏所著非火葬論。其為書也。辭易而旨深。使一閱而有感。有補於世教。亦不為少焉。然舉世不知有此書。故予累年恨之。因忘愚陋。跋其後。命書肆鏤梓。以廣于世云。

享保二年秋九月吉辰

湖東後學松居親久謹書

跋

右非火葬論一卷。識者同歎。余家亦有斯弊。讀之廢卷歎息者久之。同宗松山侯為予同志之人。及其先君之終也。相議命後臣永止之。今刻此卷。併識以示子孫云。

安政丙辰八月朔。

甘雨亭主人識

早稲田大学図書館

011888006402